

平成21年7月15日
熊本県健康危機管理課

今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)に係る妊婦の発熱者への対応
について

このことについては、新型インフルエンザ対策本部幹事会を開催した7月7日時点で関係者と協議中としておりましたが、今般、協議が整い、次のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

なお、今回の取扱を含めた全体の対応は、別添のとおりとなります。

記

妊婦の方への対応について

妊婦の方については、必ず「かかりつけの産婦人科医」に事前に電話で受診先等をお問い合わせいただきますよう、お願いします。

妊娠の状態を含む症状等から、かかりつけの産婦人科医が、受診する医療機関についてお答えします（7月21日（火）から実施）。

（問い合わせ先）

健康危機管理課

担当者 松尾、木脇

内線 7080、7082

ダイヤル 096-333-2240

発熱患者の受診の流れ【妊婦の場合】

急な発熱と咳やのどの痛みなどの症状がある

かならず電話相談

妊婦に症状を認めた場合、妊婦から妊婦への感染を極力避けるため、原則としてかかりつけ産科医療機関を直接受診することは避け、発熱外来機能を有した一般医療機関にあらかじめ電話をしてから受診する。

かかりつけの産科医師

かかりつけの産科医師は初診時や定期診察の際などに新型インフルエンザについて説明する。妊婦は、あらかじめ、かかりつけ医師と相談し、疑う症状が出た際に相談する医療機関を決めておく。夜間などの発熱の場合についても、あらかじめどのようにするかを決めておくことが望ましい。
連絡を受けたかかりつけの産科医師は、臨床症状や地域の医療体制などの状況を考慮し、自院にて対応をするか、一般医療機関へ紹介をするかの判断を行うことができる。

一般医療機関

原則としてすべての一般医療機関が対応する。ただし、発熱外来機能*を徹底。

必要に応じてFaxなどによる妊娠経過や基礎疾患の情報提供

入院の必要性の判断

不要

必要

自宅

軽快退院

入院

* 発熱外来機能

発熱患者とその他の患者について受診待ちの区域を分ける、診療時間を分けるなど、院内感染対策を強化した外来機能のこと。公共施設や屋外テント等の医療機関以外のところに発熱外来を設置する必要性は、都道府県が地域の特性に応じて検討する。

【別 添】

平成21年7月15日
熊本県健康危機管理課

今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する本県における
今後の対応方針について

先般、国の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業に関する運用指針（H21年5月22日）」（以下運用指針という。）が改定されたことを踏まえ、今回の新型インフルエンザ（A/H1N1）に対する本県の今後の主な対応方針を別添のとおり定めましたので、お知らせします。

【対応方針のポイント】

1 保健所に設置している発熱相談センターの役割等の変更について

（1）役割の変更（平成21年7月10日（金）から）

発熱者のうち「かかりつけ医」がいない方、受診する医療機関が分からない方に対して、医療機関を紹介します。

自宅療養している患者への相談対応等を行います。

（2）名称・開設時間の変更

名称（平成21年7月10日（金）から）

インフルエンザ発熱相談センター

開設時間（平成21年7月17日（金）から）

現在の午前9時～午後5時30分まで（土・日、祝日等を含む）から

午前9時～午後5時30分（土・日、祝日等を除く）までに変更

電話番号の変更はありません。

2 外来受診先の変更について

平成21年7月10日（金）から発熱外来を休止し、原則として全ての医療機関で診療を行います。

急な発熱や咳、のどの痛みなどの症状のある方は、事前に医療機関に連絡し、受診時間等の指示を受けたうえで、「かかりつけ医」や最寄りの医療機関の受診をお願いします。

なお、「かかりつけ医」がいない方や、受診する医療機関が分からない方には、インフルエンザ発熱相談センターで最寄りの医療機関をご紹介します。

3 妊婦の方への対応について

妊婦の方については、必ず「かかりつけの産婦人科医」に事前に電話で受診先等をお問い合わせいただきますよう、お願いします。

妊娠の状態を含む症状などから、かかりつけの産婦人科医が、受診する医療機関についてお答えします（7月21日（火）から実施）。

4 患者の方への対応について

医療機関で迅速診断キットを使った検査等によりインフルエンザ A 型と診断されたとき、遺伝子検査（PCR 検査）による新型インフルエンザの診断については、今後、全数検査は実施せず、学校等の同一集団における集団感染の始まりが疑われる場合のみ実施します。

また、新型インフルエンザと診断された場合は、原則として自宅療養のうち、外出自粛となりますが、症状が重く入院が必要な場合は、感染症指定医療機関以外の一般の医療機関でも入院して治療を受けることが出来ます。

5 濃厚接触者の方への対応等について

濃厚接触者を把握するための積極的疫学調査は、今後、新型インフルエンザの患者が学校等の同一集団で複数例発生した場合に、必要に応じて実施します。また、その調査対象は、学校等の集団に属する方や患者の同居者に限られます。

なお、濃厚接触者と判断された方については、一定期間に症状が出現した場合にのみ、外出自粛と保健所への連絡の協力をお願いします。

6 その他

健康危機管理課に設置している新型インフルエンザに関する一般的な相談窓口の開設時間を現在の午前 9 時～午後 9 時（土・日、祝日等を含む）から午前 9 時～午後 5 時 30 分まで（土・日、祝日等を除く）に変更します（平成 21 年 7 月 17 日（金）から）。

電話番号の変更はありません。

（問い合わせ先）
健康危機管理課
担当者 松尾、木脇
内線 7080、7082
ダイヤル 096-333-2240